

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年11月12日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

本件処分の理由がわからず、納得できない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 元年 8月 8日	諮問
令和 元年 9月 11日	審議（第37回第2部会）
令和 元年 10月 1日	審議（第38回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 届出の義務について

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

#### (3) 収入認定及び資力の発生時期について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金については、その実際の受給額を認定することとし、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等によ

る給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-2・答によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

したがって、年金収入が事後的に明らかになった場合、収入認定を行って保護変更処分を行えるのは、発見月の前々月までを限度とすべきであることとなる。

ウ 問答集問13-6・答(1)によれば、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

なお、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

エ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-11-2（答）によれば、被保護者が年金を遡及して受給したことを秘匿した場合、年金が遡及して支給開始される日から年金を一括して受給した日の前日までの期間に、実際に収入を得ていたわけではなく、欺罔の意思をもって収入を秘匿し、保護費を詐取したということとはできないから、この

期間の支給済保護費については、法78条の規定を適用せず、法63条の規定を適用して、返還請求することとされている。

なお、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用として合理的なものと認められる。

(4) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人には、平成29年8月1日に年金受給権が発生し、同年9月分から年金を受給することになったが、請求人が、本件年金収入④以外の収入申告を行わなかったことから、処分庁は、〇〇年金事務所に対して請求人の年金受給状況の調査を行ったところ、請求人が本件年金収入①ないし④を得ていることが判明したことが認められる。本件年金収入①は、遡及支給分であり、平成29年9、10、11月分の年金が、平成30年1月15日に振り込まれたことが認められる。そして、本件年金収入①の額を平成29年9月ないし11月の3月に分割した金額が、それぞれ各月の支給済保護費の額を下回ったことから、処分庁は、本件年金収入①の金額に相当する支給済保護費について、法63条の規定による返還請求を行うこととして本件処分を行ったことが認められる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等に則って行った適切なものであり、違法・不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張に対する検討

請求人の主張は、本件処分通知書の理由付記に不備があるというものであるとも解される。この点、本件処分通知書には、返還決定の理由として、「平成30年1月15日に入金された老齢基礎厚生年金（平成29年9月～11月分）68,392円は支給対象月（毎月）が資力の発生日になります。よって、資力の発生日以降に支給した保護費について、生活保護法第63条の規定により費用返還の決定を行います。」と記載されており、返還決定の金額、対象となる収入等が明記されているから、理由付記に不備があるとはいえない。よって、請求人の主張を認めることはできない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）